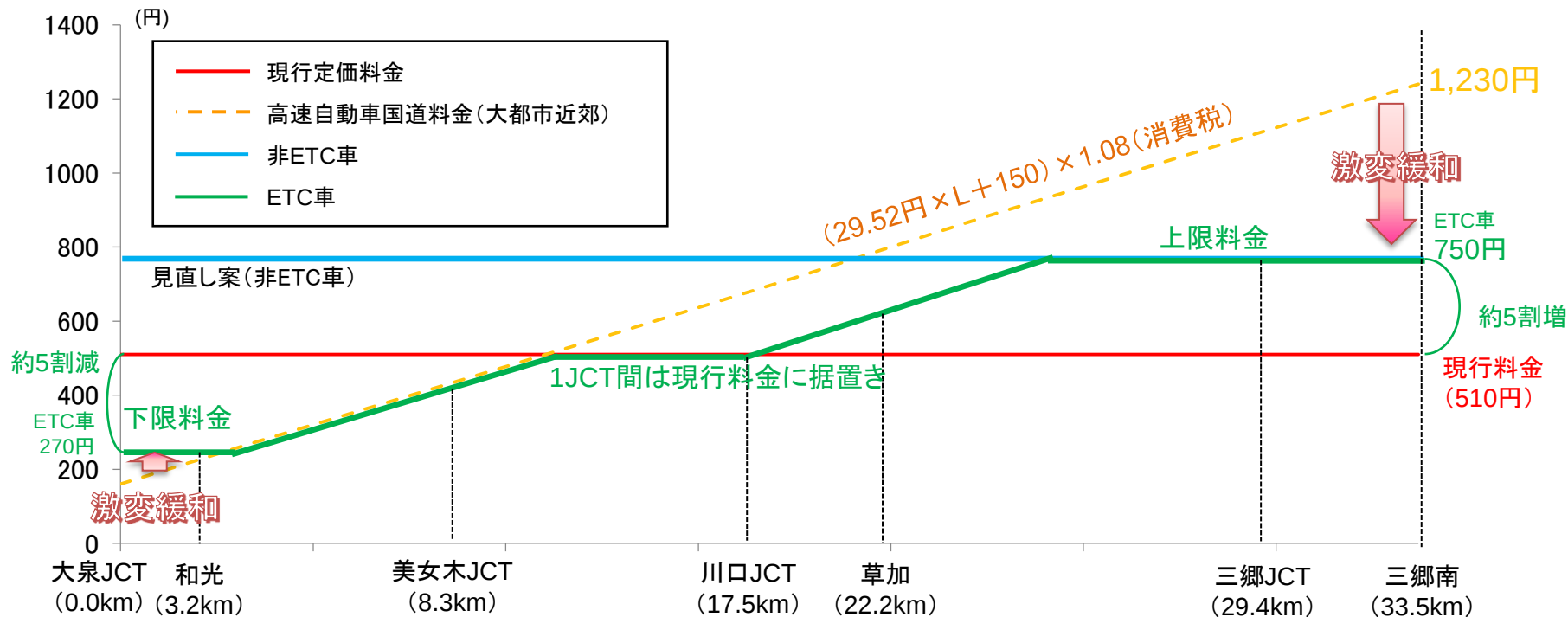


(参考)外環道の料金について(※)

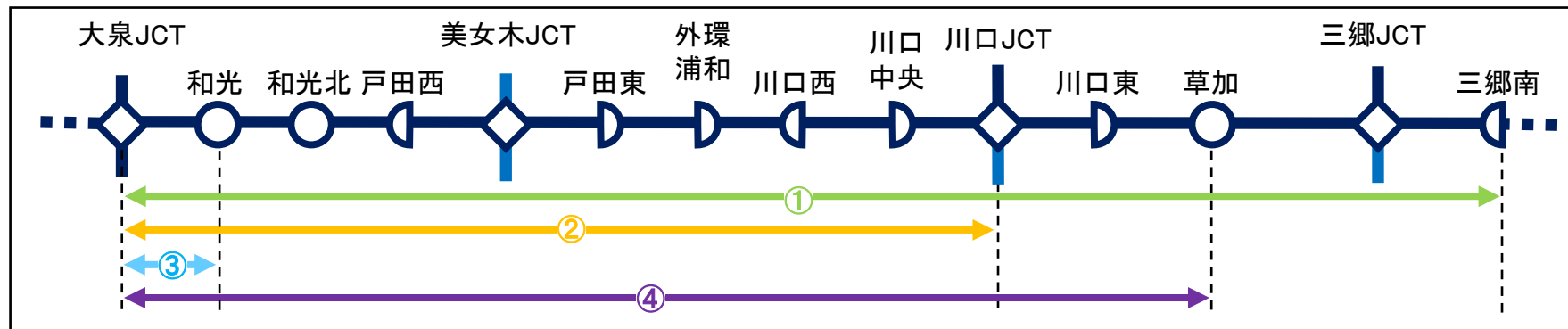
- ETC車については、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本とし、対距離制に移行する。ただし、激変緩和措置として当面の間は上限料金(750円)及び下限料金(270円)を設定する。
- 外環道と放射高速道路との1JCT間(関越(大泉JCT)～東北道(川口JCT)等)の利用について、ETC車を対象に、激変緩和措置として現行料金(510円)に据置く。
- 非ETC車については、均一料金制を継続し、ETC車の最大料金を適用する。ただし、和光・和光北→大泉JCT等の、端末方向への短距離利用については、当面、現行料金(510円)に据置く。
- 外環道の料金は、他の道路とは別に計算する(利用1回あたりの固定額(ターミナルチャージ)を別途課金)。

大泉JCTを入口とする場合の料金例



※埼玉外環については、圏央道の概成時(境古河～つくば中央の開通時)に合わせて導入予定。また、千葉外環(三郷南～高谷JCT(仮称))、東京外環(東名JCT(仮称)～大泉JCT)の開通に伴う延伸距離に応じて、上限料金を1,020円、1,300円へと引き上げます。

(参考)外環道の料金について(※)



① 大泉JCT⇄三郷南 (33.5km)

ETC車・非ETC車ともに上限料金を適用

現行	対距離	ETC	非ETC
510円	1,230円 (+720円)	750円	750円

② 大泉JCT⇄川口JCT (17.5km)

ETC車は現行料金に据置き、非ETC車は上限料金を適用

現行	対距離	ETC	非ETC
510円	720円 (+210円)	510円	750円

③ 大泉JCT⇄和光 (3.2km)

ETC車は下限料金を適用、非ETC車の大泉JCT→和光は上限料金を適用、和光→大泉JCTは現行料金に据置き

現行	対距離	ETC	非ETC
510円	260円 (▲250円)	270円	大泉JCT→和光 750円 和光→大泉JCT 510円

④ 大泉JCT⇄草加 (22.2km)

ETC車は現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準
非ETC車は上限料金を適用

現行	対距離	ETC	非ETC
510円	870円 (+360円)	660円	750円

※埼玉外環については、圏央道の概成時(境古河～つくば中央の開通時)に合わせて導入予定。千葉外環(三郷南～高谷JCT(仮称))、東京外環(東名JCT(仮称)～大泉JCT)の開通に伴う延伸距離に応じて、上限料金を 1,020円、1,300円へと引き上げます。